入札参加申請書

令和４年　　月　　日

公益財団法人群馬県建設技術センター

理事長　岩下　勝則　　あて

会社所在地

商号又は名称

代表者　職・氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記のとおり、入札への参加を申請します。

なお、提出した書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札案件

公告日　令和４年１０月５日

案　件　令和４年度　万能試験機及び圧縮試験機校正業務委託

２　入札参加資格要件の確認（いずれかにチェックしてください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要件 | 内容 | 備考 |
| (1) 地方自治施行令第167条の４の規定に該当 | 該当する　該当しない | 次頁参照 |
| (2) 群馬県財務規則第170条第２項 | 該当する　該当しない | 入札参加制限 |
| (3) 群馬県の指名停止措置 | 該当する　該当しない |  |
| (4) 令和４・５年度物件等購入契約資格者名簿への登載 | 該当する　該当しない | 等級格付区分：Ａ |
| (5) 会社更生法・民事再生法に基づく手続開始の申立て | 該当する　該当しない |  |
| (6) 本社又は委任先営業所の所在地 | 該当する　該当しない | 群馬県内 |
| (7) 当該機器メーカーの製品の取扱い | 該当する　該当しない | ４　業務実績　参照 |

３　添付書類

課税（免税）事業者届出書

４　業務実績

㈱島津製作所の製品の契約実績は、下記のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約年月 | 製品名 | 数量 | 備考 |
| 令和　　年　　月 |  |  |  |
| 令和　　年　　月 |  |  |  |
| 令和　　年　　月 |  |  |  |
| 令和　　年　　月 |  |  |  |
| 令和　　年　　月 |  |  |  |

地方自治施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（様式１　Ａ４）

課税事業者届出書

令和４年　　月　　日

公益財団法人群馬県建設技術センター

理事長　岩下　勝則　　あて

会社所在地

商号又は名称

代表者　職・氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第９条第１項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の者）であるので、その旨届出します。

記

課税期間　　　　自　　令和　　年　　月　　日

至　　令和　　年　　月　　日

課税期間　　　　自　　令和　　年　　月　　日

（予定）　　　　至　　令和　　年　　月　　日

注１）課税期間は、個人事業者については１月１日から１２月３１日まで、法人については事業年度となります。

注２）契約期間が課税期間を超える場合には、課税期間(予定)を記入してください。

（様式２　Ａ４）

免税事業者届出書

令和４年　　月　　日

公益財団法人群馬県建設技術センター

理事長　岩下　勝則　　あて

会社所在地

商号又は名称

代表者　職・氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第９条第１項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）であるので、その旨届出します。

記

免税期間　　　　自　　令和　　年　　月　　日

至　　令和　　年　　月　　日

免税期間　　　　自　　令和　　年　　月　　日

（予定）　　　　至　　令和　　年　　月　　日

注１）免税期間は、個人事業者については１月１日から１２月３１日まで、法人については事業年度となります。

注２）契約期間が免税期間を超える場合には、免税期間(予定)を記入してください。

質問・回答書

令和４年　　月　　日

公益財団法人群馬県建設技術センター

理事長　岩下　勝則　　あて

会社所在地

商号又は名称

代表者　職・氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

私は、令和４年１０月５日付けで公告がありました令和４年度　万能試験機及び圧縮試験機校正業務委託について、下記のとおり質問がありますので回答してください。

記

質問事項（複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用のこと。）

回答（質問事項に応じて、適宜別紙を使用のこと。）

回答日：令和４年　　月　　日　担当者：

※郵送の場合は、配達証明等を利用し、所定の期限内に到達したもののみを認める。